

かわさき市民オンブズマン 会 報

第63号

隔月発行

2008年2月1日

主張 税金のむだ遣いに絡む市の

- 管理職員の責任を迫しよう 事務局長 川口洋一 2
川崎市の予算概要 10%増の総額6095億円 (毎日新聞08. 1. 26) 3
財政はピンチ!なのにまだ税金のムダ遣い 篠原義仁 3
彼らは現地に行って確認したのだろうか 望月文雄 8
クリーンセンター住民訴訟弁護団会議傍聴記 清水芳治 9
川崎市及び神奈川県 の 政務調査費問題の迫及 江口武正 9

十字路

- 川崎市医師会 助成金から運営経費 清水芳治 11
ベトナム、カンボジアを旅して 佐々木玲吉 11
トルコ紀行 その13 サフランボル 望月文雄 13

会計報告 15

編集後記

住民訴訟に注目を!

幹事会は2月19日

午後6時30分中原市民館で開催

済

主張

税金のむだ遣いに絡む市の 管理職員の責任を追及しよう

事務局長 川口洋一

麻生区王禅寺の山林6609㎡を昨年1月に10億円で土地開発公社から買い取った（再取得した）。ところが我々が路線価から評価すると4000万円、市が依頼した不動産鑑定事務所の評価額は1億6600万円であった。不当に高い金額で再取得したことによって市に損害を与えた市長及び関係職員の責任を追及するために監査請求を昨年11月に行った。この監査請求は、監査委員の意見不一致で棄却された。住民訴訟により責任を追及していくことになる。

塩漬け土地の処理について私たちは、次の4点を何度となく市に申し入れしてきた。

- ①「損切り」売却等によって塩漬け土地の早期解消をはかること
- ②原因究明と再発防止対策を早急に確立すること
- ③関係職員（旧・現）の責任追及と損害賠償請求を直ちに行うこと
- ④①②③を三位一体のものとして位置づけ、総合的対策を実施すること

しかし阿部市政の下で①の「損切り売却」と、当初目的を変更して「公園」や「緑地」として利用することで「塩漬け土地」を着々減らしている。「公園」や「緑地」の面積が増えることは大いに喜ばしいことではあるが、当初の目的で利用できなくなったために莫大な利息の上乗せされた「塩漬け土地」を買い取る羽目に陥ったことで、保全されるべきであった斜面緑地や、里山がどれほど開発されてしまったことであろうか。安易に土地の先行取得を行わせた者の責任は重いのに、阿部市長は③の関係職員の責任追及と損害賠償請

求については全く乗り出そうとしていない。責任の追及が行われなければ、第2、第3の無責任な税金の支出が行われるのは厚生労働省の一連の薬害問題を見ても火を見るよりも明らかである。

川崎市が1月25日発表した2008年度の一般会計予算案の概要によると前年度比10%の大幅増となり、総額6095億円であるという1)。予算規模が6000億円を超えるのは初めてである。その原因は、市が1989年に土地開発公社に先行取得させ20年近く利息を払い続けてきた川崎随一の「塩漬け土地」川崎区水江町の土地5万7000㎡を、248億円で再取得することにしたためである。この買い取り金額のうち当初の取得価格が140億円、工事費および測量試験費が7億5000万円であるから、約100億円が支払った利息ということになる。

阿部市長は「08年度予算で、市政の負の遺産が大幅に解消される。長年の懸案だった問題が解決でき、財政のバランスが良くなる」と今後の見通しを述べたそうだが、そうではないだろう。土地開発公社にあった「負の遺産」が、川崎市の「負の遺産」として生まれ変わったということだ。買い取り費用240億円は、市債で賄うことになっている。08年度の市債発行額は701億円となる。市民一人あたり5万2000円、4人家族ならば1世帯あたり20万8000円の借金が、ついにその肩にずしりと押し掛かってきた。市民サービスの切捨てがこれからも続くのであろうか。

どうして今になって急に買い取ることにしたのであろう。09年度から自治体財政健全化法が実施される。健全化法では、財政の健全

度を計る指標が4つある。その4指標の一つ「将来負担比率」は、土地開発公社や第三セクターなどを含めた負債が市の財政にどれだけの割合になるか、すなわち隠し借金の割合を示すものとなっている。隠しても隠さなくても同じように財政健全化の俎上に乗せられるのならば、市で引き取って真面目にその使い道を検討しようということになったのであるのか。

こうして「塩漬け土地」は、それらに関わった者の責任追及も反省もないままに、私たちの目の前から次々とその姿を消している。そしてこのまま何年かすると市民の記憶の中から「塩漬け土地」が存在したことも忘れられていく。それでは進歩というものがない。

そこで私はこの莫大な税金のむだ遣いがいつまでも市民の記憶に残るように、ホームページに「塩漬け土地博物館」を創ることを提案する。そこに行けば、現在「公園」や「緑地」として利用している土地が、どのような経緯で取得された土地で、どのようにして塩漬け土地になり、どのようにして現在の利用状態になったかの記録をいつでも見ることができる。

1)新聞各紙1月25日朝刊地方版

財政はピンチ!なのに まだ税金のムダ遣い

篠原 義仁

夕張の次は川崎?

07年6月に成立した自治体財政健全化法によって、自治体財政は第三セクターを含めた連結決算でチェックされることになった。財政規模・人口に比例して三セクが多い川崎で、多数の「赤字三セク」をかかえ込んでいる実態は、白日のもとにさらされる。

一方、07年8月、川崎市財政問題研究会は、市財政の実態と財政計画を分析して最終報告書を阿部市長に提出した。

報告は、今後10年間、市財政は、毎年度239億円～334億円の赤字を生み出すと試算し警鐘を鳴らした。財政の健全度を示す「実質公債費比率」は、18%を超えると地方債発行に国の許可が必要となるところ、04～06年度平均で何と平均21.1%となっている。

夕張市の破綻問題は目新しいが、川崎市にとっても他人事ではない状況が生まれている。

監査請求と住民訴訟

しかし、懲りない川崎市は、民業に任せればよい事業にも手を出し、そのため市債を発行したり、貸付金や出資金の援助をしている。

中原消防署の上にビジネスホテルを建て、ホテル業者に貸付ける建設計画を実行したり、産廃施設・かながわクリーンセンター(川崎区千鳥町。県、横浜市、川崎市で支援)に対し、出資金の外、毎年の赤字分の穴埋め助成を行っている。

オンブズマンは、これは公金の違法、不当な支出にあたるとして、監査請求を行い、これが棄却されたため、07年11月に相次いでその損失補填を求める住民訴訟を提起した。

11月22日には川崎市鑑定で1億6600万円、路線価評価で4000万円の麻生区王禅寺の土地(2000坪)を長年にわたる「塩漬け土地」解消のためと称し、何と10億円もの大金を出して土地開発公社から買戻した事件につき「税金の

川崎市の予算概要

10%増の総額6095億円

川崎市は26日、08年度一般会計当初予算案について、総額6095億円前後になると発表したが、07年比で約10%増の見込みだが、市土地開発公社が85、86年に先行取得した同市川崎区水江町の日立造船跡地(約5万6千平方メートル)の買い取り費が前年度比約45%増の1億34億円と大幅に膨らむ。

購入では、法人所得税や新築マンションの固定資産税など、前年度比約2%増の2000億円前後を確保できるとい

市08年度予算案は2月に発表される予定。

ムダ遣いだ」として333人もの人が集団的に監査請求の申立を行った。

自浄能力、解決能力のない自治体には、住民参画のもとでの追及が必須となっている。

(追記) 07年12月8日の新聞報道は、総務省が7日に自治体財政の健全度を測る「ものさし」を新しく決めたことについて、「破綻認定へ複数指標」の見出しのもとにこれを伝えた。

① 中原消防署・ビジネスホテル問題

ホテル用地の先行取得と再取得

川崎市は、土地開発公社に1992年、売買代金約17億1500万円が川崎市中原区新丸子東の土地合計7筆、地積2293.88㎡を先行取得させた。

この土地は、取得目的自体があいまいななかで、長年にわたって遊休地（いわゆる「塩漬け土地」）と化していたが、JR武蔵小杉駅に連結して新しく横須賀線の新駅ができることに関連して、新駅直近の「遊休地」として一躍脚光をあびるところとなった。

そうした状況のなかで、川崎市は既存の中原消防署をこの地に移転することとし、しかし、それだけの立地であればさしたる問題はなかったのに消防署の上に民業であるビジネスホテルを乗せる計画を立てるに至り、その結果、06年9月5日、前記土地を「中原消防署・ビジネスホテル複合施設用地」利用目的で、売買代金約22億7000万円（うち、1992年の取得時以降の利息等が約5億6000万円。川崎市説明ではビジネスホテル分が約16億1000万円）で買受けるに至った。その資金調達には、「財政困難」な川崎市が、市債発行して賄うとされている。

丸投げの計画

この計画は、地上21階建てで、消防署専用部分が1階から4階で、ホテル部分が5階から21階というもので、前記再取得した土地5筆に旧来からの川崎市所有土地2筆を加えて、合計地積2533.84㎡の土地の上にこれを建てるというものになっている。

川崎市は、本来的には、まちづくり局対応

でこの計画を推進すべきところ、これらの土地を第三セクターであるまちづくり公社（役人の天下り先）に、07年3月19日付「公有財産貸付契約書」を締結して土地賃貸借契約を成立させた（30年契約）。その公社が「主体」となって、前記借地契約の正式成立に先行して06年5月29日に東急建設と大山組（地元業者）のJV（共同企業体）に請負代金約34億で建築工事を請け負わせた。

ところで、まちづくり公社は、自己資金が不足し（自己資金は約2億円しかない）、到底、その事業「主体」になりえないところ、川崎市まちづくり局は、まちづくり公社にこれを「丸投げ」した結果をうけて、川崎市の貸付金として約28億円を貸し付けることとし、これでも不足する資金調達については「損失補償」を約束して、金融機関からの借入に協力することとした（但し、06年11月15日に、かわさき市民オンブズマンが原告となって闘ったKCT住民訴訟で損失補償契約は違法と断罪されたため、本監査請求において川崎市は、損失補償契約を締結しないと弁明）。

なお、川崎市の貸付金は、07年3月22日に7億3100万円が貸し付けられ、07年度にも9月と翌08年3月に合計20億7200万円が貸付予定となるに至った。

さらに丸投げ

まちづくり公社は、消防署兼ビジネスホテルを前記のとおり建築するものの、その経営能力は全くなく、建物完成後（工事着手日は、平成18年7月7日。完成日は平成20年3月24日予定。但し、現実には若干遅延）には、消防署部分は、市に買戻してもらおうものの、5階以上のビジネスホテル分については、ロイネットホテルグループに一括賃貸でその経営を委託する、民業への丸投げ方式となっている。

すなわち、ホテル部分は、全306室（S244室、T62室）で月額賃貸料は2300万円、一括契約は定期借家権で期間は30年となっている。

つまり、川崎市がまちづくり公社に委託して、ホテル建設を実行する必要性は全くない。川崎市は、地震発生時の避難場所にこのホテルを利用するという公益性があるとしてこの計画を合理化しようとしている。

しかし、川崎市には市内全体で川崎区に122、幸区に11、中原区に20、高津区に9、宮前区に7、多摩区に6、麻生区に5とそれぞれホテル等の宿泊施設があり、従って、仮に、川崎市のいう震災時のホテル活用というのが正しいとしても、既存ホテルの有効活用のための計画作りがまず先行すべきであり、中原区新丸子東の一部住民のみを対象とするホテル計画に市債発行をしてまで優遇措置を講じる必要性はない。

ましてや、震災時に余震なども含めて考えると、エレベーターの使用不能、避難者の高所への恐怖、高層ビル自体の構造上の問題から、神戸・淡路大震災や中越地震をはじめとする各地で発生した大地震その他の重大災害の経験からして、ビジネスホテルが（それもたった一棟の、ごく限られた地域のはなし）、要救護者のために機能したという事例はない。

「丸投げ」構造のなかでの一企業、民業支援のこの計画に正当性はない。

他方、ホテル側は、駅（新駅）前一等地の好条件のホテル業につき、立地選定、土地買収、ホテル建設資金用意のリスクを一切負うことなく、ホテル経営ができ、しかも、借家契約の権利として収益が上らなければ撤退自由で、「赤字撤退」の場合の損失は、最終的には川崎市がかぶるといふもので、これ以上「好都合」な計画はない。

ここまで民業に肩入れする、川崎市の行政のあり方は、厳しく批判される必要がある。

監査請求、そして住民訴訟へ

かわさき市民オンブズマンは、この税金のムダ遣いを糾すため、07年8月30日（9月に予定されていた2回目の貸付金問題を考慮して）、監査委員に対し、地方自治法242条に基づき住民監査請求の申立を行った。

すなわち、川崎市の前記一連の行為は、地方自治法2条14項、地方財政法2条、同8条、そして地方自治法232条に違反し、同242条で定める「違法もしくは不当な公金の支出」に該当するとして、すでに貸し付けた7億3100万円につき、公社に対し返還請求を行うこと、これから貸付を予定している合計20億7200万円の貸し付け契約は締結しないこと（事前差止）を

求めた。

しかし、例によって川崎市の監査委員会は、オンブズマンの主張を理解する委員とこれに真っ向から立ち向かう委員との間で、またまた「意見不一致」となり、その結果、07年10月25日、「意見不一致」「合議不調」で（まったく機能しない監査委員制度）、実質上、これを棄却した。

そこで、これも例によってオンブズマンは、07年11月21日、川崎市長を被告として前記監査請求に係る内容の実現を求めて、横浜地方裁判所に住民訴訟を提起した（弁護団は、大川、渡辺、篠原の3名）。

その第1回期日は、08年2月4日と指定され、これから本格的な「論戦」が始まるところとなっている。

② 王禅寺「塩漬け土地」問題

疑惑含みの先行取得

川崎市は、土地開発公社に1990年10月22日、公共用地用の「代替用地」目的で川崎市麻生区王禅寺の山林2筆、合計地積6609㎡を売買代金約6億2000万円で先行取得させた。

川崎市の説明では、既存の王禅寺のゴミ焼却場の拡大目的に対応して、本件土地を先行取得したと弁明するが、まったく説得力がない。

すなわち、本件土地は、川崎市側からの接道はなく、唯一横浜市側に「山道」らしきものが存在し（但し、通り抜け不能）、川崎市は、この「山道」は王禅寺3号線として計画予定の道路で、これに接道していると抗弁する。しかし、現場調査した結果では、これを到底道路（道）と認識できる状況はない（監査委員も現地調査し、同様の認識をもつところとなっている）。

ちなみに、再取得にあたり、川崎市が行った鑑定（06年9月15日付鑑定書）でも「街路状況 無接道地」と評価され、市の弁明との関連でいうと「東側、王禅寺3号線（約2.7m）に接面、但し、建築基準法の道路ではない」と評価されることとなっている。

そもそも、仲介者による紹介なしにはこのような土地の存在すら認識できず、ましてや

「使い勝手の悪い」、こんな土地を買う人もいないと思われる物件で、従って「代替用地」として機能することのない土地となっている。

つまり、何でこんな土地を購入したのか。先年、オンブズマンが住民訴訟を提起し、買受差止訴訟で勝利した南伊豆保養所用地問題での有力政治家の介在問題が想起される。

いずれにしても、川崎市は、「使い勝手の悪い」、この土地の処理に困惑し、長年にわたって「塩漬け土地」状態にし、この間、何とか土地利用をということでない知恵をしぼって、2000年に（「土地開発公社経営健全化に関する計画書」）、緑地保全事業に用途変更して再取得を試み、次いで04年には（「第2次総合的土地対策計画書」）、緑地として再取得を試み、いずれも不成就に終わったなかで、06年2月に（「第3次総合的土地対策計画書」）、再び緑地保全地区に用途変更するところとなった。

そして、これをうけて07年1月22日、川崎市は土地開発公社から約10億円で再取得した。

土地転がし疑惑？

本件土地は、地元住民が相続の結果として、この所有権を有していた（1984年10月13日相続）。

その後、1988年11月22日、新横浜近くに所在する工藤建設（株）が「売買予約」で所有権移転の仮登記を了した。

ところが、そのわずか3日後の11月25日に新横浜近くの（有）東洋リースが売買ということで、所有権移転登記手続を完了した。

なお、工藤建設と東洋リースの関係は、所在地は至近の関係で、役員構成も一部重なりあっている。

1990年4月6日、東洋リースは約1年5ヵ月弱保有しただけで、住商建設（株）と（有）信託開発の2社に共有持分各2分の1でこれを転売した。

開発可能で、かつ、開発目的の土地というのであれば、これを共有で所有することは、きわめて「窮屈」な状況を呈する。

他方、本件土地の現実の状況は、無接道のため、開発不能の使い勝手の悪いものとなっている。

こんな土地を東洋リースといい、信託開発といい、住商建設といい、どうして購入したのか、大いに疑問が残る（ちなみに、前記引用した川崎市鑑定では、本件土地の最有力使用方法は「山林」とのみ記載し、宅地等の開発については一切触れていない。つまり、本件土地は、山林としてそのまま残すしかなく、再取得した川崎市も、監査請求の弁明・陳述の場で同様の認識を示している）。

そこで、売買代金の流れを追うと、自己資金との関係があるので一義的にはいえないが、融資との関連を示す抵当権関係の登記記載は次のとおりとなっている。

① 東洋リース

1988年11月26日根抵当権設定

極度額 2億7000万円

② 信託開発

(1990年4月設定)

極度額 1億5000万円

住商建設

同

極度額 2億円

2社合計

3億5000万円

(2社とも取引先銀行は北海道拓殖銀行鶴間支店)

そして、川崎市が土地開発公社に先行取得させたのは、1990年10月22日でその売買代金は約6億2000万円となっている（先行取得の前提として必ず鑑定書を作成するが—川崎市は廃棄してしまい、今はないと主張—その期間を2~3ヵ月とみると2社の購入から土地開発公社の購入はごくごく短い）。

この土地購入の経緯は、南伊豆保養所用地事件の場合と同様に具体的に明らかにされる必要がある。

オンブズマンは、この経緯を明らかにするため、1990年当時の鑑定書と土地紹介者の記載欄のある土地情報調書（但し、この書式が定式化したのは、それ以降なので、様式としてはこれに準ずるもの）の情報公開を求めたが、川崎市は5年間以上経過し、廃棄処分してしまったため不存在と回答した（川崎市元職員で、行政実務に携わっていた部長級、局長級からの聞きとりでは、継続案件の書類を古いからといって廃棄処分にはしないとのこと、しかし、川崎市は廃棄処分し不存在と回答）。

そうであれば、この監査請求を通じて、もしくは、市議会に百条委員会を設置して、この間の経過を調査することは必須のことで、「疑惑」の解明が求められている。

（なお、12月21日に行われた本件監査請求に係る意見陳述の場で、川崎市職員は、監査委員が紹介者介在の有無を質問したことに対し、本件では紹介者はいない、公拡法に基づいて所有者である前記2社から購入の申入があったと回答し、その根拠を問われたところ、1990年における2社からの購入申入書が存在し、これを証拠に出せる旨回答するところとなった。

1990年の文書は、オンブズマンが情報公開したときは、川崎市は5年を経過して廃棄してしまったため存在しないといい、他方、自己に都合のいい文書—紹介者が存在しても、最終的には売主において購入申入書を書くことは当然のこと—は、1990年のものであっても存在するという、この二枚舌ともいべき「川崎市の対応」は、正しく真相究明される必要がある。）

監査請求の申立

06年9月と10月の2回にわたって、テレビ朝日の「ズームイン朝」で各20分、かわさき市民オンブズマンの活動（「塩漬け土地」問題の追及）が紹介された。

そのなかの主要なものとして、王禅寺の「塩漬け土地」問題があった。

この時期にあつては、川崎市としては、この土地の再取得を決めていた時期で、それもあつてか、川崎市長は異常な対応を行い、テレビ朝日に抗議文を發し、市のHPのトップに約1ヵ月にわたってこの抗議文を掲載し（誠実、かつ、正当なテレビ朝日の回答書は無視して不掲載）、さらに同番組のスポンサーに「圧力」をかける行為に及んだ。

こうした対応のなかでオンブズマンは更なる調査をし、本件についても監査請求を行うこととした。

監査請求の骨子は、きわめて単純明快なものとなっている。

すなわち、本件土地は06年、07年の路線価評価ではわずか4000万円で（比較的近い特別

緑地保存地区の数値をあてはめても、8000万円）、川崎市が再取得にあたって行わせた鑑定評価でも、1億6600万円の評価にすぎない。

これを川崎市は、10億182万5356円で再取得したわけで、川崎市鑑定を前提としても約8億3000万余円の高額取得となっている。

そして、不要不急の土地で、使い勝手の悪い土地ということは、すでに前述したとおりである。

地方自治法2条はもとより、地方財政法4条に違反し、従って、前記差額損害金について、市長以下の職員が賠償責任を負うべきことは明らかで、その措置勧告を求めて監査請求が行われた。

（なお、判例の基準でいうと3割以上高い購入は違法とされ、南伊豆保養所用地判決では、裁判所鑑定の結果と比較して、5割以上高く再取得が予定されていた買受は差止、ということでオンブズマン勝訴が、一、二審を経て確定している。

ちなみに本件でいうと、4000万円を基礎とすると25倍、8000万円を基礎とすると12.5倍、1億6600万円を基礎としても6倍にのぼる異常高値買取となっている。）

この問題は、前記テレビ報道とも関連して、10・8のバスツアー企画、10・28のつどいでも明らかにされ、これをうけて、市民的規模で討議されてきた経緯をうけて、広く市民に参加が呼びかけられ、その結果、1団体（オンブズマン）と個人333名によって07年11月22日に監査請求が行われた。

次いで、12月21日に監査請求に係る意見陳述が行われ、来年1月21日をメドとして監査請求の結果が通知されることとなっている（「意見不一致」「合議不調」で棄却であれば、住民訴訟へ移行予定）。

（2007年12月27日記）

編集上の追記

- ①本稿は「かわさき市民オンブズマン報告」と題して弁護士団体向けに起稿された。
- ②王禅寺土地の住民監査請求は08年1月21日付で棄却された。
- ③棄却から30日以内に提訴する予定である。

彼らは現地に行って 確認したのだろうか

望月 文雄

2007年12月21日「住民監査請求監査の実施並びに証拠の提出及び陳述について」という会議を傍聴しました。

監査委員は代表が鹿川隆、委員は奥宮(弁護士)、宮原(市議会議員・共)、岩崎(市議会議員・公)の3名。市側の関係者が10名ほど、録音しますという説明が代表監査委員からあったが、録音だけではなく、速記も行ってたようでした。

会議開催時間間際に到着した江口さんが陳述のトップバッターで、言葉に熱がこもっている。彼は議題である王禅寺の当該地の地図を綴った説明文を、話し合いの上で証拠として提出しました。当該地には川崎市側には接道がなく、場所を確定するのに苦労したことを話し、再取得金額が10億円に上り、平成18年度査定金額1億6600万円とは大きな違いがあることを指摘し、さらに取得目的の再度におよぶ変更の事由が納得できないと言葉を重ねました。

川口さんは、民放での放映に阿部市長が、テレビ朝日・代表取締役社長・君和田正夫氏に当たった抗議文を市のホームページに月余に及ぶ掲示の上、民放当該ディレクターの丁寧な回答は無視、掲載しないという身勝手さに加え、スポンサー6社に抗議文を送りつける非常識を指摘しました。

小磯さんは市の緑地計画の杜撰さについて問題を提起しました。市の基本計画は市の面積の30%を緑地にするということでありながら、時代の変遷に対応できず、地下室マンションの認可という国の方針で激減する緑地保全がなされないと、自分の運動の立場と経験からの指摘です。

最後の篠原さんは抗議を中心にした陳述です。市が購入時の鑑定書を紛失した杜撰さが、塩付け土地発生の元凶であると語気が激しい。さらに南伊豆の買入れ価格6億円の土地を5000万円台で販売するという不手際にも、市の体質が現れていると指摘しました。KCTの場合にも、最高責任者の責任が不問にされたが、それは時代の厳しさに逆行している、他の自治体では責任を問われ、責任者は給与カットとか、ボーナス無支給、退職金返済などの処置が行われている実情を鑑みる必要を強調しました。

最後に監査委員からの質問が行われました。議員等の質問は内容理解を深めるもので、うなずけるのですが、鹿川代表と奥宮委員の質問は市側の負担軽減を目論むような質問で場内に苦笑の音が続きました。

鹿川発言「取得後の地価変動価格や諸経費をオンブズマンは認めるのですか」

奥宮発言「KCTとは異なり、違法性が無い当該地の再取得で損害が発生したのはやむをえない。損害補償は必要になるのでしょうか」

1時間の陳述時間を30分超過、30分の入れ替え時間経過後に「関係職員の陳述の聴取」が始まりました。時間は5時でした。

私は血糖値測定とインシュリン注射の時間が5時半なのですが、1時間の遅れを覚悟して6時まで、傍聴しました。そこでの職員の説明陳述は提出書類を読み上げるというものでした。その後、監査委員の質問が始まり、返事をする職員は20名近い数で、対応者は特定されない場合がしばしばです。主に対応したのは清掃局から環境局に職務が変更になった課長?のようでした。質疑応答を聞きながら私が思ったことは、この職員たちは王禅寺の当該地を視察しているのかという疑問です。

横浜側にしか接道が無い土地という状況を自分の目で確認した上で、質疑に参加しているのかという疑問です。机の上のペーパーだけで事務処理を行っているのが現状でないかと思うと、実際の当該地の価値や手続きの

正当性に対する疑問が当然発生するのだと思うのですが。私が傍聴していた時間内には当該地買入れ時期に行われていた時価吊り上げ（土地転がし）に関係する質問は監査委員からはなされませんでした。

職員の陳述にはオンブズマン関係の傍聴者が20名近くの多勢でした。熱心にメモを取る婦人の姿が印象に残っています。

クリーンセンター
住民訴訟弁護団会議
傍聴記
清水 芳治

昨年9月3日、かながわクリーンセンターをめぐるかながわ、よこはま、かわさきの各市民オンブズマンは対応する自治体が出資し、損失補償をし、資金援助するのは違法不当であるので是正措置を講ずるよう一斉に住民監査請求に立ち上がった。結果はニュアンスに差はあるもののすべて棄却であった。3オンブズマンは直ちに住民訴訟に踏み切った。横浜地裁は第1回の公判を2月27日と指定している。

大川隆司弁護士の呼び掛けで1月21日弁護団会議が行われた。参加者で国家資格を持っていないのは私だけだった。

大川弁護士の用意してくれたレジメは「1. 基礎的学習、2. 法廷対策、3. 支援運動対策」で構成されており、若干わかりにくい支援運動対策は「県内の産廃処理状況」を調査、実地検分し、かながわクリーンセンターが民間でやっていることと同じことをやっていることを明らかにすることに眼目を置くものである。いいかえればクリーンセンターにすぐれて公共性があるのではなく、傍と同じ産廃処理を行っているのに、ここだけに神奈川県、横浜市、そして川崎市がかかわり、資金を投入し、そのうえ損失補償までしているのは何故かと問いかけてその背景を暴き出すのが目的である。

行政側が主張するに、最終処理場がパンクするとか、クリーンセンターがなければ不法投棄が横行するとかがあるが、いずれも行政が肩入れしなくてはならない積極的理由を構成する力はないのでは、という住民の疑問を実地に学ぼうという計画である。

法的側面の研究も2. で提起され、単に条文解釈だけでなく、制定の社会的背景まで視野にいれ、資料を収集しようということになった。

ここでは秘するが、わが篠原義仁弁護士が持っている資料収集のノウハウが語られて大川さんも感心しているルートが明らかにされ、私には興味深かった。

弁護団会議に出席したのは初めてだが、大川さんの緻密な理論構成、篠原さんの腕力を知る良い機会だった。会員の皆さんも機会があつたらこういう場所に一度出席されればと思った。

川崎市及び神奈川県
政務調査費問題の追及
江口 武正

全国で地方議員に支給されている政務調査費の不正・目的外支出の問題が指摘され、昨年の全国市民オンブズマン大会でも不正を追及した報告が多くなされた。当会においてもこの問題には関心が高く、昨年の総会において品川区民オンブズマンを招き基調報告をお願いしている。神奈川においては私も所属する昨年新しく発足した「政務調査費改革かながわ見張番」が政務調査費問題を積極的に取り上げ追及しており、その活動の一端を今回以下に紹介する。

議員に対する政務調査費返還請求と住民訴訟（「かながわ見張番」の活動）

1. 川崎市市会議員

（すでに約1.2億円が返却されている）

(1) 概要

川崎市の市議員に対する政務調査費返還監査請求であるが、要求した個別外部監査が採用され、外部監査人は精力的に監査を実施し、4年分で約2.4億円の返還を求めたのに対し、内部監査委員が理由もなく2年分約1.2億円に減額した監査結果を出した。その後、12月に自民・民主・公明の3党は2年分を返済し、共産党は4年分を返済した。

想像以上の早い対処でありその点は評価できるが、個別監査人が領収書を確認した支出内容を見ると、想像以上の悪い支出が行われていたことが明確となり、住民訴訟を行うべき案件であるとの結論にいたり、暮れも迫った12月26日に横浜地方裁判所に提訴した。

(2) 自民党の悪さ加減

4会派の中で、一番問題がある自民党の例を紹介しておく。

驚いたことには、監査請求に際して過去の報告書を訂正して再提出していることである。監査請求を行わなかったら、誤った報告書がそのままの状態に置かれていたわけであり、監査委員がそのまま認めたことは甘い判断といわざるを得ない。また、大きな問題として領収書が存在しない支出が数多くあることである。支出内容が不明な支出に対し、その3割のみが返還請求の対象にされているが、領収書が無い支出は100%返還されるべきであり、裁判でも「見張番」として譲れない、又不正を強く主張したい点でもある。

2. 神奈川県議員に対する監査請求

(7. 7億円)

1月8日に川崎市に続き、神奈川県議員に対し、「かながわ見張番」が監査請求を行った。マスコミの関心も高く「かながわTV」で報道され、9日の朝刊各紙にも掲載された。

監査の特徴を下記する。

(1) 返還要求金額

平成15年～18年の4年間で全議員に対する政務調査費は約26億円支払われている。川崎市の監査請求の結果及び他自治体での監査請求・

住民訴訟の結果を参考にし、その内の約3割が目的外支出として約7.7億円の返還を求めた。

(2) 個別外部監査

通常の監査請求は内部の監査委員が行うのだが、県の場合4名の委員の内2名は現職議員であり、議員は当事者であり、今回の請求では残りの2名で実施することになる。そこで、作業量が膨大であることも考慮し、外部の有識者を臨時に監査人に指名して監査を実施する「個別外部監査」を行うことを求めた。

県が費用を支払うとはいえ、外部の監査委員（多くは弁護士）の場合は比較的中立な監査が期待出来るため、外部監査を強く求めた。しかしながら、県の監査委員は直ちに個別監査は行わないことを決定した。作業量と公平性を考えると議員の圧力に屈したとしか考えられない。

(3) 監査人は領収書を監査できる

領収書は我々県民に公開されていないため従来は政務調査費の内容を追及出来なかった。しかしながら監査委員は従来から領収書を確認できるのだから監査委員（又は外部監査の場合は監査人）が調べるべきとした監査請求が他自治体で認められ、最近の政務調査費の追及の道を開いたのである。まさに発想の転換である。

我々は領収書を確認できないが、監査人は出来るのだから、我々の「3割の目的外支出がある」との考えを確認する義務があるわけである。個別監査を排除した内部の監査委員は領収書をはじめ関係資料を十分に確認し県民に示す責任があるのだ。

(4) 陳述

その後、1月22日に陳述の機会があり、外部監査の棄却に対し抗議し、公正な監査を強く要求した

十字路

川崎市医師会 助成金から運営経費

清水 芳治

市財政が苦しい中、朝日新聞（07. 12. 18 夕刊）の記事で見逃せない市福祉医療課職員のコメントがあった。

話はこうである。川崎市独特の67歳から69歳の「老人医療費助成制度」を実施するにあたって、医療機関に患者の自己負担3割のうち2割を市が補助するのだが、とりあえず負担分を医療機関が立て替え払いするのでそれを処理する事務費1件当たり150円を市が負担する、さらにこの助成制度を円滑に運用するために（？）医師会に広報費などとして年間1億5000万円ほどを支払っている、新聞記事はこの助成金が目的外に使用されていることを報道したものである。

驚いたのは「市福祉医療課は『これまで支出の詳細は把握してこなかった』」そうであるが、これはさもありません。「1億5000万円という額については『市の窓口で補助金を渡すと人件費だけで2億5000万円ほどかかる。（当初の）経緯が分からないので（額が妥当かは）何とも言えない』」（!!）そうだ。

民間にできることは民間に！というキャッチフレーズで自治体がなすべきことまで民間に投げ出している感のある市政がまかり通る中で、1億5000万は2億5000万より安でしょ、みたいな言葉が出てくるとはほとんど信じられないではないか。

1件150円の処理費が妥当かどうか、妥当とすれば1億5000万円とは何かという問題なのだ。

07年度の包括外部監査は市の指定管理者制度について甘い見積もりで事業を委託し、剰余金が出たら返納させるという、いい加減な見積もりと管理者の経営意欲を踏みにじる手法を厳しく批判している。

ベトナム、 カンボジアを旅して

佐々木玲吉

昨年の12月友人に誘われ、ベトナム、カンボジア両国を観光を兼ねながら見学に出掛けました。その時の見聞と感想を述べてみましょう。

先ずはベトナムから。

現地ガイドの説明によれば、ベトナムは中国に支配されること1000年、その後フランスの植民地支配が200年、そして第二次大戦中4年間日本に占領されます。その後フランスよりの解放戦争、傀儡政権とその背後にあるアメリカとの独立戦争を経て、1976年遂に完全な独立国、ベトナム社会主義共和国の樹立となります。

そのため建物の形、装飾、食事等に中国風の影響は色濃くあり、嘗てのサイゴン市、現ホーチミン市にはフランス風の建物が多く残されています。然しベトナムならではの伝統、文化は食事に衣類にその他諸々に感じられました。

熱帯の国故、米は三毛作、農地は総て国有とのことです。水牛によって耕される田園風景は、牛によって鋤かれた嘗ての日本の農村を想起させるものでした。昨年の秋台風に襲われ、大洪水に見舞われましたが灌漑施設が整備されてくれば、世界の一大食糧供給国になり得ると感じました。

ところで傀儡政権と、それを支援する米軍との独立解放戦争ではベトナムの人々はよくぞ戦ったものだと感心しました。モグラたたきにも似た小さな穴に潜み、地雷がなければ針のように研ぎ澄まされた竹やり10数本が待つ落とし穴を作り、そして全長250kmに及ぶ地下壕です。そこには学校、病院、会議室、映画館もあります。それを「のみ」「鉄槌」「スコップ」等人力で掘り上げています。そして最新の兵器を駆使し、圧倒的火力で攻撃してくる米軍に耐え、遂に追い払い、民族の独立を勝ち取ったのです。現在は外国軍隊の基地は一つもないのです。世界第二の経済大



モグラ叩きにも似た塹壕



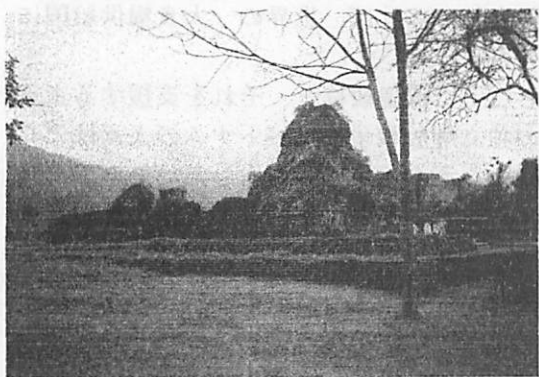
ホーチミン市内 バイクの列

国と自負しているが戦後60年を経過した現在でも到る所アメリカ軍の基地だらけ、最近では憲法まで変えさせられそうになっているどこかの国とはその誇りには大きな差があるのを感じました。

これらの偉業を成し遂げたのは世界の世論の力があつたとはいえ、指導したホーチミン、そしてベトナムの人々の祖国愛、同胞愛であり感服したものです。

更にアメリカ軍は、カンボジアのアンコール・ワットにも匹敵するミーソンの遺跡群を人工衛星より解放戦線の物資集積地と勘違いし、その八割方を空爆により破壊してしまっています。枯葉剤の影響は今でも残っているそうです。

都市部に目を向けると20年ほど前新聞報道で見たホーチミン市を廻る自転車の洪水のような流れは、今はバイクに取って代わられて



アメリカ空軍の爆撃により破壊された
ミーソン遺跡の残骸

いました。バイクの洪水です。しかもバックミラーのないバイクが大半です。これは発展途上の現象なのでしょう。

ベトナムは今教育に熱心に力を入れていきます。外国の先進的知識はどしどし取り入れています。今回教育の現場の見学はしませんでした。街を歩く生徒、学童等の様子がそれらが窺えます。ベトナムは今発展途上の国、間もなく経済的にも文化的にも世界の先進国と肩を並べる時が来るでしょう。行き交う人々の顔色より感じたものでした。

次にカンボジアについて。

空港シエムリアップはホーチミン空港より1時間です。こちらは王制の国、道の要所には国王そしてその一族の大きな写真が掲げられています。

産業はこれといった目ぼしいものはなく、アンコール・ワット、トムそしてその周辺にある遺跡群の観光に力を入れています。世界各国から来る観光客は1日1000人は下らないだろうと推定されます。韓国語、中国語、フランス語、英語、ロシア語等が聞こえて来ます。

決して安価でない一人23US\$という入場料、そして観光客が宿泊するホテルはどしどし建設されています。これらが外貨獲得の重要な手段なのでしょう。米作もやろうと思えば熱帯地方故、三毛作も出来るそうですがまだやっていないとのこと。

カンボジアはベトナムと比較して社会経済の進歩は大分遅れを取っていますが、これはポルポトによる一大同胞虐殺事件のためでしょう。医者、弁護士、教師、役人等中堅知識層の大半が逮捕されポルポトに批判的として殺害されたそうです。今でも原野には地雷が残され、被害者も出るそうです。

ところでベトナムは社会主義共和国、カン



アンコール・ワット遠景

ボジアは王制国家、ベトナム人の顔立は日本人によく似ていますが、カンボジア人はどちらかといえばインド系ではないかと思われま
す。言語も異なり、当然別の国家となりますが、カンボジア人ガイドの説明の中で時折ベトナムと対抗意識とも取れる発言も見受けられました。そしてベトナム人の中には中国に敵対する意識のあることも判ってきました。新聞、TV等では報道されていませんが、今でも中越国境地域では時折銃声が聞こえるということです。当然のことながらベトナム人の中にはアメリカに対する強い憎しみを抱いている人は多くおります。

しかし、今それらを乗り越えて東南アジアは大きく結び合おうとしています。それはベトナム中部よりカンボジアを経てタイを結ぶ道路が計画されていることから判ります。

現在人々は自国の通貨ドン、リエルよりUS\$を信頼していますが、これも発展途上の一つの現象でしょう。今後、互いの信頼と友好関係を深めることにより、世界の平和と繁栄に大いに貢献し得ると感じた次第です。

トルコ紀行 その13

望月 文雄

サフランボル

アンカラの郊外に位置するアンカラのエセ

ンボア・エアポート・ホテルを7時半に出発したが市内は朝の通勤ラッシュで自家用車の通行量が多く、大型の観光バスで市内を通過するのは気が引けるようだ。やっとの思いでアタチュルク霊廟を望遠できる大通りにバスが停車、歩道橋へ登れという。左手の丘の上に城壁が見える。

皆がバスに戻ると、道路の向こうで背広の男が左手を振っている。右手には大きな西瓜を乗せている。取りにければ西瓜をくれると言っているようだが、誰も応じない。添乗員が大声でノー・サンキューと叫んで、バスは出発した。それからサフランボルまでは3時間半の行程。

観光バスの大型化と、観光客の増加で幹線道路の拡張工事が始まっているが、可能な場所から拡張工事を始めているという感じで、拡張工事中のところ、従来のままの所と状況はバラバラ。予定地の買収がとどこおっている場所もあるらしい。トイレ休憩したガソリンスタンド併用のドライブインのオーナーは土地買収でゴネ得は汚いとボヤいている。

休憩が終わりバスが走り出してすぐ、道の脇に老年に差し掛かった女の人が2人、コートをきてバスを見送っている。コートの下にも衣服を重ね着をしているようで、体つきがボテボテ、スカートの裾が幾重にもなっている。あんなに着込んで暑くないのかなあと思う。バスはサッと通りすぎたので、初見の印象での話。カメラを向ける時間がない。

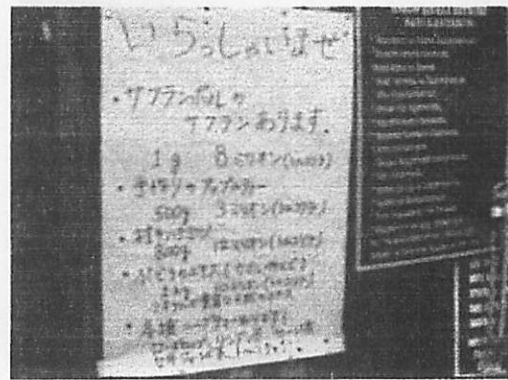
工事中の道路は水はけが悪く、プールのようになっていたりする。運転手のグルセルさんも徐行したり、スピードを上げたり忙しそう。3時間近く走ったのだろうか、左側に見え始めた工場は規模が大きそう、5分10分と走っても工場は終わらない。するとガイドのサイトさんが「今、左手に見える工場はカラビュック製鉄所でトルコ最大の製鉄所です」と誇らしげな案内をする。皆は感心したように「そうですか」とくちざさむ。日本鋼管に勤めた経験を持つ私は何か鼻白む思い。だが、日本の製鉄業界の話を持ち出して、カラビュック製鉄所の規模をけなしても始まらない。労働者や株主、社会にどのように貢献しているかは、工場の規模で査定は出来ないのだ。

サイトさんは「この工場の従業員がサフランボルやその近郊に住んでいて、街に活気を与えています」と補足説明を加えた。終るとすぐサフランボルの説明に入る。「隊商が盛んだった中世から近代にかけて栄えたサフランボルは17世紀18世紀に通商の盛んな街でした。豊になった商人たちが挙って、小邸宅を建て、現在のような景観の街になりました。近郊の農家は放牧場や丘陵地帯に群生するサフランが、香辛料、として貴重なことを知り、花を摘み、乾燥させて香辛料とし、生計に役立てました。

サフランの花に囲まれた街なので、サフランの街ということになったのです。1994年のユネスコの世界遺産に登録され、旧市内では家屋の改修や取り壊しには厳しい制限がありますが、改修には街からの補助がでますので、以前の状態に復元するという改修が行われています。町並みを眺めるのはフドウルックの丘が一番良いでしょう。バスは丘の麓まで行きますから、世界遺産の町並みを楽しんでください」と説明した。バスがフドウルックの丘の麓に差し掛かったとき、狭い道はバスから民家の窓へ手がとどく近さ。民家の窓に少女が笑顔で私に挨拶をして、顔を隠した。

確かにフドウルックの丘からの眺めは素晴らしい。ガイドのサイトさんは懸命に町並みの、個々の建物の説明をするのだが、カメラの操作に気を奪われている私の耳には、言葉が素通りするだけ。彼が指差す建物がどれかが納得できた人は彼の両サイドにいた人たちだけだろう。「あれがジンジ・ハムムです、ハムムがある場所はチャリュシュ広場で、そこにはバス乗り場もあります。私たちのバスもそこへ行きます。ホテルに荷物を置いてからレストランに案内します」と説明したが、ハムムって何？と聞き返すのも煩わしい。

カディオール・シェフザーデというホテルは9つの建物に分かれていて、34人と添乗員、ガイド、運転手総勢37人が別々の建物に割り振られた。私は2号館の2Aという部屋だ。浴槽はないが、水洗トイレの扉の前がシャワー室になっている。トイレが水洗で一安心だ。湯船には一晩入らずとも、シャワーで汗が流せればよい。玄関のポーチの椅子に座って建



物の作りを眺める。柱、梁は皮を剥いた原木が使われている。基礎は石だ。コンクリートなどは使っていない。ポーチの床も石が敷かれている。素朴な感じが好ましく思える。

食堂はホテル直営らしく、通りに面してはいるが、面している部分は民家同様のなので、表からはレストランだとは判定できない。中庭に向かって入口があり、室内は明かりが弱く、階段を降りてくださいといわれて、レジの横の階段をおりる。地下室とでもいうのだろうか。サフランボルという街全体が小さく、家々が丘に張り付いている感じだ。レストランが1階と地下に分かれた部屋を作ったのも、土地の狭さという条件下の苦心作だろう。

昼食後、チャリュシュ広場に集まって、夕食まで自由行動という説明を受ける。狭い街とはいえ、タクシーを拾わなければ行動範囲は狭い。言葉が不自由なので、タクシーの利用は断念する。同行者は皆近くのアラスタ・バザールと呼ばれる商店街に散っていった。道という道は総て石畳である。家々が込み合っていて、隣同士に橋のようなもので連結している所が幾つも眼についた。

チャリュシュ広場の上にある公園での出来事は「チャイと緑茶」という拙文ですでに紹介しましたので、記述は避けますがチャイを飲み終わってからは狭い石畳で、交錯する小道の写真を取りまくった。この夜、ガラス窓から月光が差し込み、夜半過ぎまで寝付かれなかった。旅の終わりに近づいているので寝不足は気にしない。

編集後記

○消防署・ホテル併合施設、かながわクリーンセンター、王禅寺塩漬け土地の3件、いずれも住民監査請求が棄却されたので論戦の舞台は横浜地裁に移される。2月4日は併合施設、2月27日はクリーンセンターの第1回の公判、そして王禅寺は1月21日付で棄却されたのでその日から30日以内に住民訴訟を提起する。下の欄の会計報告に訴訟積立金があるが、いかほどの取り崩しになることだろうか。このところ会費納入率が低下しており、会計さんがついに声を上げるに至っている。納入のお願いをすると人によってはすっかり払ったものと思っている方もある。出納簿お持ちの方は是非点検していただきたい。

○水江町の日立造船跡地が動き始める。土地開発公社から「再取得」するために市は、240億円の起債をすることになっている。市債を発行して行う事業はそのメリットが幾世代にも及ぶので負担を世代間で分担するというのが理由の一つであるが、この膨大な塩漬け土

地の処分もそう言えるのだろうか。市職員は力を発揮して収益を上げていただきたい。

○十字路に投稿し、川崎市医師会への助成金について少し触れさせていただいたが、新聞報道によれば仰天するような助成交付金があるようだ。「軽油取引税の暫定税率引き上げに伴って始まった都道府県の補助金『運輸事業振興助成交付金』を受けてきたトラック協会が、1200億円もの基金をため込んでいた。協会側は、交付金制度維持のため政治献金を続ける一方、交付金申請を承認する立場にある官僚の天下りを受け入れてきた」（毎日新聞08. 1. 25）そうである。関連の政治団体へ献金するなど、絵にかいたような政官業癒着の構造である。各地の包括外部監査人もさまざま疑問を投げかけている。どんな是正措置が講じられているか、追跡調査する必要がある。

○庭に置いてある一本のほだ木からシイタケがたくさん発生した。暮のうちは日陰から日向に移したら成長したが、今は大きくなならない。寒さが厳しいのです。風邪などひかないように頑張りましょう。（清水）

会計報告 2007年4月1日～2008年1月25日

一般会計

収 入 (円)		支 出 (円)	
前期繰越	1,053,260	会報発行費	90,650
会費	330,000	コピー代	41,889
資料販売	10,500	情報公開請求	7,190
寄付金	56,067	会場費	19,648
利息	1,119	訴訟経費	100,960
		旅費交通費	98,465
		事務用品費	0
		通信費	10,720
		備品消耗品費	10,882
		図書費	0
		全国会費	10,000
		講師料	10,000
		HP管理費	5,000
		雑費	3,200
		予備費	0
収入合計	1,450,946	支出合計	408,604
		残高	1,042,342
訴訟積立金			2,000,000

* 当期収支としては赤字になっています。まだ今年度会費を納めていない方がいらっしやいましたら、早急に納入して下さいますようお願い申し上げます。

今後の予定

定例会・学習会
いずれもどなたでも
ご参加いただけます

2008年

2月 1日 (金)	会報第63号印刷発送	13:30	中原区役所
2月 4日 (月)	消防署+ホテル第1回公判	11:00	横浜地裁
2月19日 (火)	第10回拡大幹事会	18:30	中原市民館和室
2月27日 (水)	クリーンセンター第1回公判	10:00	横浜地裁
3月18日 (火)	第11回拡大幹事会	18:30	中原市民館和室
3月25日 (火)	会報第64号原稿締切日		
4月 1日 (火)	会報第64号印刷発送	13:00	中原区役所予定

会費納入をお願いします

発行 かわさき市民オンブズマン

所在地 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2号

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

TEL 044-211-0121 FAX 044-211-0123

振替 00270-3-85629

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/>

E-mail: sihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp

会報第63号 編集スタッフ清水芳治・佐々木玲吉 2008. 2. 1